

「中華人民共和國商標法改正草案(意見募集稿)」に関する説明

一、「中華人民共和國商標法」(以下、「商標法」という)の改正の必要性

共産党中央委員会、国務院は知的財産権事業を高度に重視している。中国共産党第20回全国代表大会の報告は、「知的財産権の法治保障を強化し、全面的な革新を支援する基礎制度を策定しなければならない」と指摘した。習近平総書記は第19期中央政治局の第25回集団学習の時、「知的財産権保護業務の法治化レベルを高めなければならない。『民法典』の関連規定を厳格に執行すると同時に、関連法律法規の完備を加速し、『商標法』などの改正作業を統一的に推進し、法律間の整合性を高めなければならない」と指摘した。「知的財産権強国建設綱要(2021-2035)」では、「社会主義近代化に向けた知的財産権制度を建設し、「カテゴリが出そろい、構造が厳密で、内外に調和のとれた」法律体系を構築し、実情に基づいて適時に『商標法』を改正することが要求されている。「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」では、知的財産権の法律法規を健全化する。『商標法』などの関連法律法規の改正・整備を統一的に推進する」ことが要求されている。

2016年11月、中国共産党中央、国務院は「財産権保護制度の整備と法に基づく財産権保護に関する意見」を交付し、「財産権保護制度の整備を加速し、物権、契約、知的財産権に関する法律制度を整備しなければならない」と提起した。2021年に施行された「民法典」では、知的財産権を保護する重大な法律原則を確立した。商標は知的財産権の保護対象の一つであり、民事主体は法に基づいて独自の権利を享受することができる。「商標法」は商標権を保護する専門法として、「民法典」によって確立された原則と精神に従ったうえで更に改正して整備する必要がある。

「商標法」は知的財産権分野の重要な単独法であるだけでなく、市場主体の商業活動秩序を規範化する重要な法律の一つでもあり、1983年3月1日に施行されて以来、消費者と生産、経営者の利益を保障し、市場秩序を維持するなどの面で重要な役割を果たしている。中国の現行の「商標法」は1993年、2001年、2013年、2019年に相次いで4回の改正を行った。社会主義市場経済の高度な発展に伴い、市場主体の知的財産権意識が強まり、ブランド建設を更に重視し、膨大な商標需要が生じると同時に一連の問題をもたらした。具体的には以下の四点に現れている。1つ目は、商標の「登録するが使用しない」現象が一般的であり、「商標の買い占め」「遊休商標」が正常な経営ニーズのある市場主体の商標登録取得を阻害していることである。2つ目は、商標の悪意ある抜け駆け登録が依然として存在し、特に公共資源、ホットスポット、突発的事象特有の語彙、有名人の名前などの抜け駆け登録が頻繁に出現し、「ブランドの不正使用行為」「フリーライド行為」「ホットスポットに便乗する行為」が何度禁止してもなくなることはないことである。3つ目は、商標権保護が依然として困難であり、手

続の空転、重複登録などの問題により当事者の権利保護コストが高くなることである。4つ目は、不当な行使と権利濫用現象が時々発生し、訴訟による利益を貪り、ひいては悪意ある訴訟問題が日々顕在化していることである。2019年に「商標法」の個別条項が改正され、商標の登録買い占めの取締りや商標権保護の強化などにおいて好ましい効果が得られたが、改正に係る内容が非常に限られていたため、商標分野に存在する問題を全面的に解決することはできなかった。

これらの現象の出現は、「商標法」がすでに実践発展の需要に適応できなくなったことを反映しており、そのことは主に以下の5点に現れている。1つ目は、商標の制度設計は「登録重視、使用軽視」で、登録前は使用意図が足りず、登録後には使用義務への関心が不足していることである。2つ目は、商標の悪意ある登録を取り締まる範囲と強度が依然として弱く、全プロセスの管理と厳しい取り締まりの措置はまだ効果的とは言えないことである。3つ目は、商標権の権利付与・権利確定手続が複雑で、相互の連携が不足しており、手続の濫用を抑制し、当事者の手続利益を保障する規範が依然として整備されていないことである。4つ目は、商標権保護を強化する規定がまだ十分とはいえず、インターネット商標侵害行為に対する規制が不十分で、馳名商標保護規則が整っていないことである。5つ目は、商標の法律制度が「高品質発展」の時代の要求より遅れており、商標運用の促進と公共サービスの改善に対する法治支援が足りないため、法律法規を整備して国务院の「放管服（行政のスリム化と権限委譲、監督管理能力の強化と権限委譲の両立、行政サービスの最適化）」改革精神をよりよく実行する必要があることである。

商標は市場経済活動と密接に関連しており、社会各界は「商標法」の改正に高い関心を寄せている。この5年間、全国人民代表大会代表と中国人民政治協商会議委員が40件以上の「商標法」改正に関する議案、提案と建議を提出した。

習近平総書記の重要な指示精神を徹底実施し、知的財産権強国建設目標を実現し、財産権保護制度を更に改善し、現在の商標分野に存在している顕在化した問題を解決し、適時に社会の関心に応えるために、更に「商標法」を改正する必要がある。国内の実際の需要に立脚した上で、国外の立法と実践経験を参考にして、現実の問題を踏まえて商標の法律制度を改善し、商標の法に基づく登録、秩序ある使用、厳格な保護を保障し、経営環境の最適化を支援し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進する。

二、「商標法」改正の基本的な考え方

習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、習近平による法治思想を根本的に遵守し、中国共産党第20回全国代表大会の精神を全面的に貫徹し、共産党中央委員会、国务院の知的財産権事業に関する決定配置を真剣に実施し、適切な政治方向を堅持し、中国の特色を有し、国際潮流に符合し、未来の発展に適応し、億万の

市場主体に恩恵を及ぼすハイレベルの商標法律制度を構築し、知的財産権強国建設と経済社会の質の高い発展を助力する。1つ目は、「守正革新（これまでの文明の成果を正しく引き継ぐとともに、革新する）」を堅持し、未来に向かって、経済社会の発展法則を正確に把握し、立法の展望性を高めることである。2つ目は、問題志向を堅持し、実情から出発し、実践で露見した体制性、接続性と操作性の問題を効果的に解決し、社会的関心に積極的に対応することである。3つ目は、国情に立脚し、世界に目を向け、国際商標法律制度の発展傾向を緊密に追跡し、制度の基礎を固め、より互恵性があり、包容力があり、バランスのとれた商標の法律制度を構築することである。4つ目は、科学立法、民主立法、法に基づく立法を堅持し、立法論証、立法調査、立法評価を強化し、法律の実行可能性を強化することである。5つ目は、「稳中求進（安定を前提としながら前へ進む）」を堅持し、「商標法」改正関連準備を着実に推進すると同時に、立法プロセスを積極的に推進することである。

今回の「商標法」の改正は、「人民第一、社会公平正義と公平競争市場秩序を維持し、経済社会の質の高い発展に奉仕する」という理念を持ち、権利保護と公共利益、社会効果、先行権利のバランスを重視し、権利行使の境界を明らかにし、公共利益の維持不足の問題を解決するものである。商標使用義務の強化を継続し、既存の登録制度を堅持した上でその欠陥を補う。商標の権利付与・権利確定手続の最適化に力を入れ、商標の審査審理、運用管理、行政法執行、司法裁判の各ステップの高効率な連携を促進する。全面的に科学技術進歩と経済社会発展の需要に順応し、商標業界のデジタル化モデルチェンジ・アップグレードを助力し、商標ブランドの運用促進を支援し、公共サービスレベルを向上させる。

三、起草の過程

2018年、商標法改正の準備が本格的に開始された。2019年、悪意ある出願や買い占め登録行為を効果的に規制し、商標専用権の保護を強化するために、「商標法」の個別条項が改正された。同時に、国家知識産権局は「商標法」の全面的改正の調査論証を持続的に推進し、相次いで14項目の課題研究を展開し、地方の知識産権管理部門、企業と商標代理機構に対する調査を20回以上実施し、そして座談会、専門家シンポジウムを開催して、関連する部・委員会、司法機関、専門家・研究者の意見と提案を聴取した。2022年、国家知識産権局は特別作業部会を設立し、「商標法」及びその実施条例改正作業の推進に力を入れ、「商標法」改正に関連する重点問題に対して深い論証を行い、訪問調査と意見募集を実施し、各方面の意見をまとめ上げた上で「中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を策定した。

四、主な改正内容

意見募集稿は更に体系を整理し、「商標法」を10章101条に拡充した。このうち、新たに23条を追加し、既存条文から分割して6条の新条文を策定し、45条の条文を実質的に改正し、27条の既存法条の内容をほぼ維持した。主な改正内容は以下のとおりである。

(一) 時代の発展の要求に応じて、経済社会の質の高い発展に貢献する

科学技術の進歩と経済社会の発展需要に応じて、市場主体により大きな利便性を提供する。1つ目は、理念を更新し、立法趣旨を改善し、財産権保護を強調し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進することを制度の目標とすること(第1条)、商標業務において中国共産党の指導の堅持を強調すること(第2条)である。2つ目は、機構改革後の政府部門の機能変化に適応し、商標主管部門と地方の知的財産権管理部門の職責を明確にし、商標分野の連携管理能力を向上させること(第3条)である。3つ目は、商標の概念を明確にし、商標の構成要素を開放すること(第4条)である。4つ目は、「商標法」の体系構造を最適化し、総則部分を簡素化し、「商標登録の要件」と「商標の使用、サービス及び商標ブランド建設の促進」の2章(第2章、第9章)を追加することである。5つ目は、商標ブランド戦略を実施し、公共サービスシステムの建設を強化すること(第91条)、商標制度のブランド建設に対する法治保障作用を十分に発揮し、各主体が商標ブランド建設を推進する各措置を積極的に実施し、地域と産業経済の発展を促進することを奨励すること(第92条から第94条)、業務取扱の電子化と円滑化のレベルを向上させ、商標情報の有効利用を指導・促進し、商標登録アーカイブ管理の規範化水準を高めること(第95条から第97条)である。

(二) 社会の公平正義を守り、公平競争の市場秩序をつくる

1つ目は、商標の悪意ある登録を更に規制し、登録出願する商標が公序良俗に違反してはならことを強調すること(第14条)、悪意をもって商標登録を出願する具体的な状況を明らかにすること(第22条)、「社会主義の基本的価値観に反するもの」「中華民族の優れた伝統文化に有害であるもの」「公衆に知られた国内の地名」を使用禁止範囲に組み入れること(第15条)、「商品の通用名称、図形、規格、技術用語にすぎないもの」は登録できず、使用を経て顕著な特徴を獲得することもできないこと(第16条)、悪意ある商標の強制移転制度を確立すること(第45条から第47条)、悪意ある登録商標が無効と宣言された後、「商標が登録許可された後、無効宣告される前」の権利侵害行為に対して法的責任を負わなければならないこと(第48条)、悪意ある商標登録に対する罰金額を引き上げること(第67条)、「悪意をもって商標登録を出願して他者に損害を与えた場合は、民事賠償を与えなければならない。悪意をもって商標登録を出願して国益、社会公共利益を損なった、又は重大な悪影響を及ぼした場合は、検察機関が訴訟を提起しなければならない」と規定すること(第83条)である。2

つ目は、商標分野の信頼構築を強化し、「詐欺又はその他の不正な手段で商標登録を出願することは悪意ある商標登録出願に属する」ことを明確にし、拒絶及び異議の理由とすること(第22条第2項)、重要な事実をでっち上げたり、隠蔽したり或いは故意に虚偽の資料を提出したりするなどの不信行為を処罰すること(第32条)、信用監督管理と信用懲戒を強化すること(第87条)である。3つ目は、権利行使を規範化し、権利濫用を防止し、「商標権を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的權益を損害してはならない」という原則的規定を追加すること(第9条)、商標専用権の不正な行使が公共利益を深刻に損ない、重大な悪影響を及ぼす場合には、その登録商標を取り消すことができること(第49条)、商標専用権の行使境界を明確にし、記述的使用の規定を整備し、「自分の名前、名称、住所を指示的に使用する行為」「指示的使用」などの正当な使用状況を追加すること(第62条)、悪意ある訴訟時の逆賠償制度などを導入すること(第84条)である。4つ目は、商標審査審理作業の社会属性を強化し、公共利益を保障し、「受理段階で明らかに重大な悪影響を及ぼすことを発見した場合、受理しないことができる」と規定すること(第27条)、初歩査定後に禁止規定違反が発見された場合は、職権に基づいて初歩査定の公告を取り消すことができること(第37条)である。5つ目は、商標代理業界への監督管理を強化し、商標代理機構の市場参入要件を明確にし、商標代理サービスの質を向上させること(第68条)、商標代理機構及び従業員の責任・義務を強化し、商標代理行為を規範化すること(第69条)、商標代理業界組織の職責・義務を健全化し、業界の自律作用をよりよく発揮させること(第70条)、商標代理違法行為を更に明確にし、違法商標代理機構の責任者、直接の担当者及び管理責任を負う株主の新任職務に対する制限的要件を追加すること(第86条)である。

(三) 商標の権利付与・権利確定手続を整備し、「放管服」改革成果を固定する

1つ目は、商標審査の品質・効果と紛争の解決効率を向上させ、異議申立の期限を短縮すること(第36条)、異議審査モデルを最適化した上で不登録復審手続を廃止し、当事者の権利取得、権利保護のコストを下げること(第39条)である。2つ目は、手続間の連携を促進し、手続の空運転や行政資源の浪費を回避し、「商標登録出願を行うに当たって費用を納めなかった場合、当該商標登録出願が提出されなかったとみなす」と規定すること(第27条)、手続の中止を統一的に規定し、「人民法院の商標の権利付与・権利確定行政案件の審理に情勢変更原則を適用しない」と規定すること(第42条)、重複登録禁止関連規定を追加すること(第14条、第21条)、同日出願手続を整備し、「同日出願のうち時間の前後が区別できないもののみについて先使用の状況を更に考察する」と規定すること(第25条)、商標が取消された、抹消された、又は更新されなかった後の1年間の隔離期間の適用状況及び開始終了期間を明確にすること(第50条)である。3つ目は、出願の取り下げ(第41条)及び商標の取消(第58条)

の関連規定を追加することである。

(四) 商標の使用義務を強化し、商標登録を制度の最初の趣旨に回帰させる

1つ目は、商標使用の概念を整備し、使用の基礎的地位を強調し、役務商標とインターネット環境下での商標使用行為に対する規定を新設すること(第59条)である。2つ目は、出願段階で商標の使用又は使用承諾の要件を追加すること(第5条)、商標を登録した後、5年ごとに商標の使用状況を自発的に説明する制度を確立し、使用状況又は正当な理由を説明していないものについては、その登録商標専用権を放棄したとみなし、抜き取り検査で説明が真実でないことが発覚した場合は、その登録商標を取り消すことができること(第61条)である。3つ目は、取消制度を整備し、既存の「商標を3年連続で使用しない場合はそれを取り消す」という制度を保留した上で、公共利益をよりよく維持するという考えに基づいて、「登録商標の使用により、関連公衆に商品又はサービスの品質、産地又はその他の特長について誤認を与える場合」「登録商標の使用又は登録商標専用権の行使により、公共利益が深刻に害され、重大な悪影響をもたらした場合」「団体商標、証明商標の管理又は使用が不適切で、消費者への損害又は社会的悪影響をもたらした場合」という3つの取消状況を追加し、後ろの2つの公共利益を損なう場合については、職権により登録商標を取り消すことができること(第49条)である。

(五) 商標専用権保護を強化し、商標侵害行為を取り締まる

1つ目は、商標専用権の保護を強化し、電子商取引活動による登録商標専用権侵害行為の実施を取り締まること(第72条)、商標紛争の多元化した解消メカニズムを健全化し、「仲裁」、「行政裁決」と「不侵害確認の訴え」などの規定を追加すること(第74条)、行政と刑事の連携を強化し、商標侵害行政事件と刑事事件の調査・処理における双方向移送メカニズムを明確にすること(第75条)、商標違法を調査・処理する法執行措置を整備すること(第76条)、商標侵害賠償額の計算方法を最適化し、「賠償金額には、権利者の合理的な支出も含まなければならない」と明示し、懲罰的賠償が適用される条件を「悪意」から「故意」に改正し、「民法典」と一致するようにすること(第77条)、商標侵害公益訴訟を導入し、国益又は社会公共利益を損なう商標侵害行為を取り締まること(第78条)である。2つ目は、馳名商標保護を強化し、「有名ブランドをかたる行為」「フリーライド行為」など公平な競争を妨げる行為を取り締まり、「馳名商標の認定」を「商標の馳名状況の確認」に変更し、更に行政認定色を薄め、馳名商標にその有意性と知名度に応じた保護範囲と強度を与えること(第10条)、未登録の馳名商標の保護を強化し、多くの公衆によく知られている馳名商標に対して希釈化防止保護を与えること(第18条)である。

(六) 商標監督管理を強化し、商標の違法行為を規制する

1つ目は、商標違法行為とその法的結果を明確にし、登録商標を自ら変更した場合

の罰金と商標権侵害が成立した場合の処理規定を新設すること(第64条)である。2つ目は、地理的表示の保護を強化し、「使用されている未登録商標には商品の地理的表示が含まれているが、その商品はその表示が指す地域に由来するものではなく、公衆をミスリードした」場合の行政処罰を追加し、併せて違法商品の販売と商標違反の幫助行為について追及すること(第65条)である。3つ目は、法執行実践状況と過罰相当の原則に基づいて、「馳名商標」の表示を違法に使用した場合の罰金額の幅を固定の「十万元」から「十万元以下」に改正すること(第六十六条)である。4つ目は、団体商標、証明商標登録者に対する監督管理を強化し、団体商標、証明商標譲渡の制限的要件を規定すること(第五十七条)、団体商標、証明商標登録者が管理義務を履行しない、又は権利を不正に行使した場合の法的責任を明確にすること(第63条)である。

(七) その他の改正

1つ目は、商標登録、管理、復審及び審理の業務に従事する公職者及び関係者に対する監督検査を強化することである(第89条から第90条)。2つ目は、公式標識の届出に関する規定を追加すること(第99条)である。3つ目は、「民法典」に基づいて、民事主体に関する表現を「自然人、法人又はその他の組織」から「自然人、法人又は非法人組織」に統一的に改正することである。

五、主な制度設計と考え方

(一) 悪意ある商標登録を規制する具体的な取り組み

悪意ある商標登録は商標分野で最も注目されている問題であり、2019年の「商標法」改正は、商標の悪意ある買い占め登録現象に対して効果的に歯止めをかけている。今回の改正は、公共資源や他人の先行権利の悪意ある抜け駆け登録、社会主義の基本的価値観の損害などの行為に対する取り締まり力を重点的に強化し、出願人の権利と他者の権益、社会公共利益の均衡を実現するものである。罰金額の引き上げ、強制移転制度の確立、民事賠償責任の明確化、知的財産権公益訴訟制度など強力な制度措置を構築し、商標登録出願の行為規範要求を厳格にすることで、市場主体による「道徳的な登録」を指導し、権利者の合法的権益を効果的に維持し、商標紛争の解決効率を高めるとともに、抜け駆け登録者に対してより高い代償を支払わせ、抜け駆け登録の気風を断固として止める。「商標法実施条例」では、草案における悪意ある商標登録出願に関する「情状が深刻」や商標強制移転制度における「移転が混同につながりやすい」といった具体的な状況などをさらに詳細化し、関連部門の規則と規範的文書の関連改正で実施し、操作規則を明確にする。

(二) 重複登録禁止の基本原則を確立する

商標は商品や役務の出所を識別・区別する標識として、商品取引や市場活動の秩序を維持する上で重要な役割を果たしている。同一の出願人が同一の標識について同一

の商品又は役務に重複して登録を出願した場合には、商品又は役務の出所を識別するという商標の役割を強化できないだけでなく、かえって消費者に困惑を与える可能性がある。近年、商標登録の重複出願が日増しに増加しており、商標登録者の一部は商標が3年連続不使用により取消されることを防ぐために、同一の商標について3年ごとに登録を繰り返す「リレー出願」戦略さえとっている。さらに、商標登録者の一部は商標の異議申立や無効宣告を防ぐために、頻繁に登録出願を繰り返している。重複登録は、法的責任を逃れ、先権者の権利保護の難しさを増加させる手段となるだけでなく、限られた商標審査資源を無駄に消費し、商標登録と管理の秩序を乱している。今回の「商標法」改正では、「物権法」の「一物一権」の原則を参考にして、「専利法」の重複ライセンスの規定を参照し、登録商標の「一標一権」の価値ガイドを強調し、重複出願禁止の原則を確立し、元の商品・役務において元の商標を悪意をもって重複出願する、または商標失効後直ちに登録を再出願するなどの不正行為を規制している。ここで注意すべきなのは、企業の商標ブランドのグレードアップ・最適化及び他の正当な目的のための商標登録出願が規制対象ではないこと、その上関連審査基準と操作規則の研究論証を強化する必要があることである。

(三) 商標審査審理手続の制度配置を最適化する

行政機関が行政決定を下した後、行政手続内では通常当事者に一度の救済機会を与えるべきであり、これも行政機関の自己補正メカニズムであり、公平合理の保障と行政効率を両立させている。機構改革前には、商標異議案件は商標局が審査を担当し、異議申立後の不登録復審については旧商標審査委員会が審理を担当していた。しかし、機構改革後、商標の実体審査、異議、不登録復審の決定はすべて国家知識産権局の名義で行われるようになり、同一の紛争が同一の行政機関で三つの行政手続を通過する状況が発生し、行政二審の通常のやり方に符合しないだけでなく、手続の複雑さを高め、当事者に再議手続の実際の役割と審査基準の一致性にも疑問を抱かせるようになった。当事者の権利取得、権利保護コストの軽減、紛争解決の効率の向上のため、今回の「商標法」の改正では、商標異議後の不登録復審手続の廃止を予定している。同時に、異議審査方法の最適化に力を入れ、簡易な審査手続を増やし、異議事件の繁簡分流を実現し、複雑な事件への証人尋問プロセスと口頭審理方式の導入を論証するなどの方面から模索を行い、全面的に商標異議審査の品質と効率を向上させ、各方面の紛争を行政手続の中で効果的に解決させ、異議申立手続の価値と役割をよりよく発揮させている。

(四) 商標使用義務の制度設計を強化し続ける

2022年11月までに、中国の有効商標登録量は4233.7万件に達し、その中の多くの商標が「登録するが使用しない」ものであるため、多すぎる資源を占有しつつ、革新創業主体に商標登録を取得させることをますます難しくしている。商標登録が「使用

のための登録」の制度の本質に回帰するよう指導し、速やかに「ゾンビ」商標を整理し、遊休商標資源を解放し、真に自社ブランドを立ち上げて商標登録を取得する必要がある市場主体が、商標の保護を受けることができるようにするために、「商標出願時に使用承諾書を提出する」ことに加え、「商標存続期間中に自主的に使用状況説明を提出する」制度を新設し、併せて「使用状況説明の抜き打ち検査制度」と「抜き打ち検査で虚偽が発覚した場合の登録商標の取消制度」を追加する予定である。登録出願当初から商標登録後まで、商標が本当に経営活動で実際に使用されているかどうか注目し続け、「必要に応じた出願、適量の保有、使用の重視、遊休回避」という商標登録と使用秩序を構築する。実施中において商標登録者の負担を増加させないように特に注意し、「使用承諾書」「使用状況説明表」などの簡便かつ操作しやすい方式を採用し、制度の効用を発揮しやすいようにする予定である。

(五) 商標代理開業参入要件を設定するときの主な考慮事項

2003年に国務院は文書を発行し、商標代理機構と商標代理人資格の2つの行政審査を廃止し、商標代理業界への参入のハードルを無くしたため、工商登録さえすれば商標代理業務を展開することができるようになった。経済社会の迅速な発展と商標登録出願量の持続的な増加に伴い、商標代理市場の規模は迅速に拡大し、業界の発展が無秩序で、監督管理の根拠が乏しい問題が日々顕著になり、多くの市場秩序を乱す信義則違反行為が発生した。一部の代理機構は長期にわたって悪意ある抜け駆け登録、買い占め、不正権利保護などの違法・信用失墜行為に従事し、依頼者の利益と商標代理市場の秩序を損なってきた。一部の機構は海外の商標登録出願を代理する過程で故意に証拠を偽造し、虚偽の資料を提示し、劣悪な国際的影響をもたらし、その結果は深刻であり、中国の商標ブランドが海外で保護を受けることや国家イメージに対して重大な悪影響を及ぼした。今回の「商標法」の改正では、商標代理機構の市場参入要件を規定するとともに、商標代理行為を更に規範化する予定である。

出所：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。